

事業主の皆様へ “社員いきいき！元気な会社”宣言企業大募集

～千葉県では、仕事と家庭の両立を支援する会社を応援します～

ワークライフバランスの取組には、経営者の意識が大切です。

“社員いきいき！元気な会社”宣言をして、会社の“やる気”を社内外へ公表しませんか。

例えば . . .

- 仕事と仕事以外の生活が両立できるような配慮
- 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 地域社会での子育て支援やボランティア活動への参画 など

公表すると . . .

- 女性社員・若手社員のモチベーションアップなどの効果が期待できます。
 - 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる会社として、公表書を交付するとともに企業名・取組内容を千葉県ホームページに掲載し、広く紹介していきます。
- また、千葉県両立支援アドバイザーによる企業派遣（無料）や各種情報提供を行っております。

【お問合せ先】

千葉県商工労働部雇用労働課労働政策室
電話 043-223-2743 FAX 043-221-1180
E-mail koyou3@mz.pref.chiba.lg.jp

ワーク・ライフ・バランスで
会社も社員も
いきいき元気に！



チーバくん

※詳細は千葉県ホームページを御覧ください。

(URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/worklifebalance/portalsite/boshuu.html>)

御存知ですか？平成24年7月1日から 改正育児・介護休業法が全面施行されました！

全面施行により、これまで適用が猶予されていた従業員100人以下の事業主にも
①短時間勤務制度、②所定外労働の制限、③介護休暇の制度が適用になりました！

例えば . . .

- 改正育児・介護休業法の内容を詳しく知りたい
- 育児・介護休業規定についてアドバイスがほしい
- 短時間勤務制度に係る就業規則の見直しをどのようにしたらよいか など

※ 詳細は、千葉労働局雇用均等室 043-221-2307 までお問合せください。

なお、県では“社員いきいき！元気な会社”宣言企業として登録することにより、千葉県両立支援アドバイザー（社会保険労務士等）による、改正法に沿った育児・介護休業規定の整備・運用や両立支援制度等について無料でアドバイスが受けられます。

※ 詳細は、千葉県商工労働部雇用労働課 043-223-2743 までお問合せください。